

## 平成26・27年度の 後期高齢者医療保険料率を決定しました

後期高齢者医療制度の保険料を決める基準である保険料率（均等割額と所得割率）は2年ごとに見直されます。

▶問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2581

兵庫県後期高齢者医療広域連合（コールセンター） ☎078(326)2021

医療給付費の増加などによる保険料の大幅な上昇を抑制する趣旨から、広域連合決算剰余金約39億円の全額活用と、兵庫県に設置されている財政安定化基金から約34億円を取り崩して、合計約73億円を繰り入れることにより、1人当たり保険料額の上昇幅を833円（均等割額を1,600円、所得割率を0.56ポイント）、1.1%の伸び率の上昇に抑えています。

### 保険料率

	平成26・27年度	平成24・25年度
均等割額	47,603円	46,003円
所得割率	9.70%	9.14%

### ●兵庫県の平成26・27年度保険料の計算方法

年間の保険料は一人ひとりが等しく負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。保険料額（年額）の上限が55万円から57万円に変更となります。

$$\begin{array}{|l|} \hline \text{保険料額(年額)} \\ \hline \text{(上限57万円)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|l|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \text{47,603円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|l|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{(※総所得金額等-33万円) × 所得割率9.70\%} \\ \hline \end{array}$$

※総所得金額等とは収入額から控除額を引いた金額です。（ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除（社会保険料控除、扶養控除等）は含みません）

### ●保険料額の通知について

個人ごとの保険料額は7月上旬に送付する保険料額決定通知書でお知らせします。

### ●所得の低い方の軽減

以下の方は、平成25年中の所得に応じて平成26年度の保険料額が軽減されます。平成26年度から5割及び2割の軽減対象が拡大しました。（5割軽減の基準について、24.5万円を乗ずる被保険者数の範囲に被保険者である世帯主を含めるよう変更になりました。2割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額が35万円から45万円に変更になりました）

①均等割額 平成25年中の世帯（世帯主と世帯内の被保険者）の総所得金額等が一定の金額以下の方

総所得金額等（被保険者＋世帯主）が次の基準以下の世帯		軽減割合（軽減後均等割額：年額）
基礎控除額（33万円）	被保険者全員の各所得（年金所得は控除額を80万円として計算）が0円	9割（4,760円）
	上記以外	7割（14,280円）→ 8.5割 <sup>(注1)</sup> （7,140円）
基礎控除額（33万円）＋24.5万円×被保険者の数		5割（23,801円）
基礎控除額（33万円）＋45万円×被保険者の数		2割（38,082円）

※65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定されます。

注1）本来は7割軽減ですが、軽減措置により平成26年度は8.5割軽減となります。

②所得割額 所得割額算定にかかる所得（総所得金額等－基礎控除額33万円）が58万円（年金収入のみの場合は211万円）以下の方は所得割額が5割軽減されます。

### ●被扶養者だった方の軽減

制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった方は、当分の間、所得割額はかからず、均等割額が5割軽減されます。

さらに特例として、平成26年度は均等割額が9割軽減され、年額4,760円となります。なお、国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた方は対象にはなりません。

## 平成26年度介護保険料のお知らせ

▼問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2582

### 特別徴収（年金から天引き）対象の方へ

第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料は、市町村民税の課税区分（課税・非課税）および前年の合計所得金額などに基づき決定するため、これが確定する6月以降でなければ決まりません。

このため、平成25年度以前から継続して特別徴収により納付されている方の、平成26年4月、6月および8月の保険料は、基本的に平成26年2月に年金から徴収しました保険料額と同じ額を「保険料仮徴収額」として徴収させていただきます。ただ、6月に保険料が決まる関係で、8月の金額が変更になる場合がありますのでご了承ください。

なお、平成26年度の介護保険料額決定通知は、6月中旬に送付いたします。

また、仮徴収額の通知は、省略させていただきますのでご了承ください。

### 特別徴収（年金から天引き）の方法

4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
仮徴収			本徴収		
仮徴収（4・6・8月の支払い分） 基本的に前年度最後の支払い月（2月支払い分）と同じ金額が仮徴収として、年金から天引きされます。			本徴収（10・12・翌年2月の支払い分） 今年度分の保険料額の確定を受けて、仮徴収額との調整が行われます。「確定した保険料の年額－仮徴収合計額」を3回（10・12・2月）に分けて徴収されます。		

### 普通徴収（納付書・口座振替で納付）対象の方へ

特別徴収の部分でも述べましたが、平成26年度の保険料額は6月以降でなければ決定できません。そのため普通徴収の方についても、平成25年度の保険料額を基に第1期（4月）分の保険料を徴収します。これを暫定賦課と言い、4月中旬に1回分の納付書（通知書）を送付します。その後6月に保険料額が確定しますので、年額から第1期分を差し引いた額を残りの5回の納期で分けて納めていただきます。この決定通知については特別徴収と同じく6月中旬に送付いたします。

## 町長の任期満了に伴う

## 選挙を本年6月29日(日)に行います

### 立候補予定者説明会の開催

同選挙の立候補予定者説明会を開催します。

▼日時 5月7日(水) 午後1時30分

▼場所 役場第1庁舎3階BC会議室

※なお、会場の都合上、1人の候補者につき出席者は3人以内とさせていただきます。

▼問合せ 選挙管理委員会 ☎079(435)0357

### 町長選挙の投票立会人を募集します

#### 投票立会人の募集

▼応募資格要件 町内に居住し、播磨町の選挙人名簿に登録のある有権者

▼募集人数 26人（各投票所2人ずつ）応募者多数の場合には抽選で決定します

▼立会場所 選挙人名簿に登録されている投票所

▼立会日時 投票日当日

6月29日(日) 午前6時45分～午後8時

▼報酬 1万1千円

▼申込み・問合せ 5月9日(金)までに、電話、FAXまたはEメールで応募してください。なお、FAX、Eメールでの応募は、件名「投票立会人」、住所、氏名、生年月日、常時連絡の可能な電話番号を記入してください。

選挙管理委員会 ☎079(435)0357

FAX 079(435)030908

Eメール soumu@town.harima.lg.jp

